

中山間地域外部人材活用支援企画運営業務 委託仕様書

1 業務の名称

中山間地域外部人材活用支援企画運営業務

2 事業目的

中山間地域において、人材不足などの課題を抱える中小企業等が、外部人材を活用して、自社の経営課題に継続的に取り組んでいくための意識啓発を図り、人材活用の新たな仕組みづくりにつなげる。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 事業内容等

(1) 事業の内容等

	内容及び留意事項
ア. 対象市町	中山間地域を有する以下の市町 【全域中山間地域】 府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、 安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町 【一部中山間地域】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、 東広島市、廿日市市
イ. 業務内容	(ア) 中小企業等を対象としたセミナーの開催等 a セミナーの開催 県内中山間地域各地、若しくはオンラインにて、中山間地域の中小企業等を対象として、上記目的を達成するためのセミナーを、県の指示に基づき、複数回開催する。 b セミナーの広報資料の作成 参加者の確保のため、県や地域経済団体等が活用できる広報資料を作成すること。 c セミナー後のアンケート セミナー後にアンケートを取り、参加者の意向分析等を行う。 d セミナー参加企業の実活用に向けた支援等 セミナーに参加した中小企業者等が、実際に外部人材の活用を検討する場合、必要な支援等を実施すること。 (イ) 地域経済団体等が行う外部人材活用支援のサポート a 地域経済団体等による中小企業等への外部人材活用支援への相談対応・フォロー 地域経済団体等の顧客基盤等を活用し、中小企業等の外部人材活用を促進するため、地域経済団体等からの外部人材活用に関する相談対応・フォローを行う。 b 地域経済団体等への学習会

	<p>地域経済団体等が、外部人材活用のサポートを効果的に行うことができるようになるための学習会を、県の指示に基づき、複数回行う。</p> <p>内容は、地域経済団体等が外部人材活用について理解し、中小企業等に向けて外部人材の活用を勧める意欲を持つことに繋がるものとする。</p> <p>なお、学習会の資料は対象団体が中小企業等に外部人材活用を働きかける際に、制約を受けず活用できるものとする。</p> <p>c PR資料の作成</p> <p>県や地域経済団体が、中小企業等へ展開するためのPR資料を作成すること。その内容には、県内外部人材活用事例や、外部人材活用時に利用できる補助金等の有益支援情報を盛り込むこと。</p>
ウ. 成果目標	<p>(ア) セミナー参加中小企業等（地域経済団体等を含む）総数：<u>121 団体</u></p> <p>※ 上記団体数を受け入れ可能な体制（実施・広報等）を構築すること</p> <p>(イ) 外部人材活用による経営課題の解決に取り組む意向の経営者割合：<u>40%以上</u>（参加中小企業等のアンケート集計結果による。）</p>
エ. 特記事項	<p>(ア) 手法及び実施時期等は、「事業計画」に基づき県と協議の上、実施すること。</p> <p>(イ) 用語等説明</p> <p>a 外部人材</p> <p>業務委託（請負契約や準委任契約）を企業や個人と結び、商品やサービスではなく、自分自身のスキルや知見を売り物として、価値提供を行う人々。</p> <p>例：副業・兼業、コンサル、フリーランス等。</p> <p>b 中小企業等</p> <p>外部人材活用の推進対象は、当県の中山間地域に本店・本社若しくは事業所を置く中小企業とするが、一部事務組合や、農業協同組合、漁業協同組合等の公共的団体についても対象とし、合わせて中小企業等という。</p> <p>c 地域経済団体等</p> <p>地域の中小企業等と日常的に接点を有する、市町や地域関係機関（商工会議所、商工会、金融機関）等の団体。</p>

(2) 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務も行うこと。

- ・ 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県地域政策局中山間地域振興課との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業と綿密な連絡・調整を行うこと。
- ・ 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・ 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

5 実績報告

(1) 月次報告書

形式： データ（PDF）

納期： 毎月翌月 10 日まで

内容： 事業実施内容（中小企業等や地域経済団体等の相談に応じた場合は、団体名、相談内容、アドバイス内容等を含める）や成果目標に対する進捗を記述。その他、必要に応じて開催される県とのミーティング内容をまとめること。

(2) 業務完了報告書

形式： データ（PDF）

納期： 業務完了日から 15 日以内

内容： 事業目的、概要のほか、目標に対する進捗状況、評価、課題分析、打合議事録、アンケートの集計・分析結果等を添付すること。

6 成果物及び成果物の帰属

(1) 成果物

ア セミナーのために作成した素材や制作物

イ 地域経済団体等向けに作成した資料（勉強会の教材、PR 資料等）

ウ その他本事業内で作成した素材や制作物

(2) 納品方法

令和 7 年 3 月 31 日までに成果物に応じて県と協議のうえ納品すること。

(3) 成果の帰属

- ・ 本業務により得られた成果物は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ・ 受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

7 機密保持

- ・ 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・ 受託者は、本業務で知り得た県、市町担当者、参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 17 日広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

9 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

10 その他

- ・ 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- ・ 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。